

KYOMAF B-SIDE プロジェクト企画・運營業務 仕様書

1 業務名

KYOMAF B-SIDE プロジェクト企画・運營業務

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 事業目的

本業務は、本市が「京都国際マンガ・アニメフェア」をはじめとしたコンテンツ産業振興事業への取組を通じて構築してきた、市内外のアニメ・マンガ・ゲーム・CG等のコンテンツ企業、京都の伝統産業などのものづくり企業、観光産業などとのネットワークを活かし、コンテンツ企業やクリエイターの支援を通じて、更なる連携強化を進めるプロジェクトです。

本事業を通じ、京都市内のコンテンツ企業、クリエイター、学生のコミュニティ構築のみならず、首都圏をはじめとした全国のコンテンツ企業やクリエイターに向けて、京都市内での拠点開設や移住などの促進・支援に取り組み、京都におけるコンテンツ産業の一層の発展を目指します。

4 業務内容

(1) 京都のコンテンツ産業におけるコミュニティの拡大に向けた取組

首都圏等のコンテンツ企業やプロデューサー、クリエイターの誘致に向けて次の取組を実施する。なお、企業の誘致に向けては、京都市産業観光局企業誘致推進室と協議及び連携のうえ、実施すること。

ア 地方進出を検討する首都圏企業やプロデューサー、クリエイターへの、本市のコンテンツ産業振興や企業誘致の取組等についての情報提供

イ 上記アの情報発信と合わせた、首都圏企業への京都市内誘致に向けた営業活動

ウ 市内への誘致を目的とした首都圏のクリエイターやコンテンツ企業等を対象としたイベントの開催（1回以上）

(2) 京都のコンテンツ産業におけるコミュニティ構築の推進

ア コンテンツ企業・団体等と連携したプロデューサーやクリエイター志望者の育成支援（セミナーやハッカソン等、3回以上）

イ クリエイターやコンテンツ企業のコミュニティの充実にに向けた交流機会の創出。（3回以上）

※ (2)の取組についても、(1)の取組と連携し、首都圏企業やクリエイターに対して、セミナーの登壇依頼や交流会への参加呼びかけ等、事業の内容に応じて、中長期的な誘致につながる観点での工夫を凝らすこと。

(3) 広報

市内外のコンテンツ企業やクリエイターに向けた、本市の企業立地支援メニューやコンテンツ企業・クリエイター支援情報を掲載するWEBサイト設置、及びパンフレット

制作

(4) 相談・支援窓口

コンテンツ産業に精通した専門支援員（コーディネーター）を2名以上配置し、以下の支援・事業を行う。

- ア 市内進出を考えている首都圏や海外等のコンテンツ企業等に対する市内進出に向けた相談対応、情報収集
- イ コンテンツ企業、クリエイター、学生を対象としたイベント開催等の事業やマッチング等にかかる相談対応、情報収集
- ウ その他コンテンツ企業、クリエイターからの相談対応

(5) 外部人材のメンターとの連携

本事業のメンター（指導者）として、受託者以外のコンテンツ産業及び産業支援に造詣のある外部人材1名以上と連携すること。具体的には、例として以下の人材を想定。

- ア コンテンツ産業関連のインキュベーション施設でイベント企画、ビジネスマッチング、マネージャー経験のある方
- イ 出版社、アニメ・ゲーム関連会社、広告代理店等の事業プロデューサー
- ウ コンテンツ企業の海外展開経験のある方
- エ コンテンツ業界に精通したコンサルタント

5 業務体制

コンテンツ産業に精通した専門支援員（コーディネーター）を2名以上配置すること。

6 業務報告

(1) 定例報告

委託業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。

- ア 月次報告
進捗状況、課題等
- イ 適宜の報告
相談案件共有、進捗状況、重大なクレーム、事故等

(2) 業務完了報告

本事業が終了したときは、事業実績報告書及び収支決算書（経費の詳細がわかるもの）を京都市に提出すること。

(3) その他京都市への報告

本事業の委託契約締結後、京都市から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告すること。

7 留意点

(1) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり仕様書に疑義が生じた場合には、受注者は、本市と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進ちよく状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

委託業務の運営を通じて取得した個人情報については、京都市個人情報保護条例等に基づき、別紙（個人情報取扱事務の委託契約に係る仕様書）のとおりとする。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て京都市に帰属するものとする。

(5) 引継ぎ

令和7年度と受託者が変わる場合は、前受託者から引継ぎを受け、円滑に業務を遂行すること。また、令和9年度に受託者が変更になる場合も、適切な引継ぎを行うこと。

(6) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。

以 上